

－ 審査事務規程の第49次改正 －

消音器の加速走行騒音防止、尿素選択還元型触媒システムの機能維持及び在宅傷病者緊急往診用自動車の車体の塗色等に関する規定の追加

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、消音器の加速走行騒音防止に関する規制を追加することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成21年4月1日から施行します。

本改正は、20年12月26日、21年2月26日及び同年3月24日に「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 消音器に対する騒音対策の関係

(1) 加速走行騒音の防止に関する規定を追加

22年4月1日以降製作された自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える消音器は加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない旨を規定した。（4-48-1(1)⑥、5-48-1(1)⑥）

(2) 騒音低減機構の除去防止に関する規定を追加

消音器の騒音低減機構は容易に除去できる構造でないことを規定した。（4-48-1(1)⑤、5-48-1(1)⑤）

2. 尿素選択還元型触媒システムの機能維持の規定を追加

還元剤等を補給する必要がある触媒に所要の補給がなされていないものは、基準に適合しない旨の規定を追加した。（4-51-1-1、5-51-1）

3. 在宅傷病者緊急往診用自動車の車体の塗色に関する除外規定を追加

緊急自動車の車体の塗色に関する規定を適用しない自動車に、自宅で療養している重度の傷病者に対し緊急の往診を行う医師を派遣するための自動車（在宅傷病者緊急往診用自動車）を追加した。（4-96-2-2、5-96-2-2）

4. 並行輸入自動車審査要領の改正

車両総重量が3.5tを超える自動車に係る、シャシダイナモメータによるJEO5測定モードの排出ガス試験結果成績表について、等価慣性重量などの判断方法等を規定した。（別添2）

5. その他

- (1) 国連協定規則の改訂番号の改正に伴い、所要の改正を行った。
(4-17-2-3 他)
- (2) 審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)
「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

新			旧		
3-3-15 備考欄 (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。			3-3-15 備考欄 (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。		
記載を要する自動車	記載事項	記載例	記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. (略) ～ 9-2. (略)			1. (略) ～ 9-2. (略)		
9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、 <u>バイオディーゼル100%燃料を使用するもの</u>	<u>バイオディーゼル100%燃料を併用使用している旨</u>	燃料 <u>バイオディーゼル100%燃料併用</u>	9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、 <u>廃食用油燃料を使用するもの</u>	<u>廃食用油燃料を併用使用している旨</u>	燃料 <u>廃食用油燃料併用</u>
9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) <u>電気式又は蓄圧式のもの(2を除く。)</u> (2) <u>蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの</u>	ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車	9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) <u>電気式のもの</u> (2) <u>蓄圧式のもの</u>	<u>電気式のハイブリッド自動車である旨</u> <u>蓄圧式のハイブリッド自動車である旨</u>	<u>ディーゼル・電気式ハイブリッド自動車</u> <u>ディーゼル・蓄圧式ハイブリッド自動車</u>
9-5. <u>軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの</u>	<u>揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用使用している旨</u>	燃料 <u>品確法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用</u>			
9-6. <u>圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもの</u>	<u>燃料電池自動車である旨</u>	<u>燃料電池自動車</u>			

10. (略) ～ 11. (略)		
12. 緊急自動車であつて、次の各号に掲げるもの <u>(1)用途区分通達4-1-1以外の自動車((2)を除く。)</u> <u>(2)重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保している医療機関が当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車(以下、「在宅傷病者緊急往診用自動車」という。)</u>	緊急自動車である旨 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車 緊急自動車(在宅傷病者緊急往診用)
以下 (略)		

(2)～(5) (略)

4-17 二輪車の制動装置

4-17-1 (略)

4-17-2 性能要件

4-17-2-1～2 (略)

4-17-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、協定規則第78号第3改訂版補足改訂版の技術的な要件(規則5.及び6.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、協定規則第78号第3改訂版の技術的な要件の6. 附則3の「3. 乾燥状態での停

10. (略) ～ 11. (略)		
12. 緊急自動車 <u>(用途区分通達4-1-1の自動車を除く。)</u>	緊急自動車である旨	緊急自動車
以下 (略)		

(2)～(5) (略)

4-17 二輪車の制動装置

4-17-1 (略)

4-17-2 性能要件

4-17-2-1～2 (略)

4-17-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、協定規則第78号第3改訂版の技術的な要件(規則5.及び6.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、協定規則第78号第3改訂版の技術的な要件の6. 附則3の「3. 乾燥状態での停

止テスト単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストすべてのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとする。

(3) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なう損傷のないものは、協定規則第78号第3改訂版補足改訂版の基準に適合するものとする。(細目告示第93条第4項関係)

①～② (略)

(4) (略)

4-17-3～7 (略)

4-36 座席ベルト等

4-36-1 (略)

4-36-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4-36-1に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、協定規則第14号第6改訂補足第4改訂版の技術的な要件(規則5.、6. 及び7.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

①～② (略)

(2) 4-36-1に規定する座席ベルトは、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第16号第5改訂版補足改訂版の技術的な要件(規則6.、7. 及び8.1.から8.3.5.までに限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第3項関係、細目告示第108条第5項関係)

①～② (略)

4-36-3～8 (略)

4-48 騒音防止装置

4-48-1 装備要件

(1) 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係、細目告示第40条第2項関係、細目告示第118条第2項関係)

① 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。

止テスト単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストすべてのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとする。

(3) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なう損傷のないものは、協定規則第78号第3改訂版の基準に適合するものとする。(細目告示第93条第4項関係)

①～② (略)

(4) (略)

4-17-3～7 (略)

4-36 座席ベルト等

4-36-1 (略)

4-36-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4-36-1に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、協定規則第14号第6改訂補足第2改訂版の技術的な要件(規則5.、6. 及び7.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

①～② (略)

(2) 4-36-1に規定する座席ベルトは、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第16号第5改訂版の技術的な要件(規則6.、7. 及び8.1.から8.3.5.までに限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第3項関係、細目告示第108条第5項関係)

①～② (略)

4-36-3～8 (略)

4-48 騒音防止装置

4-48-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係、細目告示第40条第2項関係、細目告示第118条第2項関係)

① 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。

<p>② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 ⑤ <u>消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)</u>でないこと。 ⑥ <u>消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであること。(乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる消音器は、(1)⑥の基準に適合するものとする。(細目告示第 118 条第 3 項関係)</u></p> <p>① <u>次のいずれかの表示があるもの</u></p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示 イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 3 第 1 項の特別な表示 ウ 後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程(平成 20 年国土交通省告示第 1534 号)中 2 の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示(同告示中 13 の通知があったものを除く。) エ 協定規則第 9 号、第 41 号若しくは第 51 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車^アが備える消音器に表示される特別な表示 オ 協定規則第 59 号若しくは第 92 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>② <u>次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u></p> <p>ア 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車 イ 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第 9 号、第 41 号若しくは第 51 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車</p> <p>4-48-2~3 (略)</p> <p>4-48-4 適用関係の整理 (1)~(8) (略) (9) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4-48-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 23 項及び第 24 項関係)</p> <p>4-48-5~12 (略)</p> <p>4-48-13 従前規定の適用⑨ 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 24 項関係)</p> <p>4-48-13-1 装備要件</p>	<p>② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。</p> <p>4-48-2~3 (略)</p> <p>4-48-4 適用関係の整理 (1)~(8) (略)</p> <p>4-48-5~12 (略)</p>
---	--

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係、細目告示第40条第2項関係、細目告示第118条第2項関係)

- ① 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。

4-48-13-2 性能要件(テスト等による審査)

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下4-48-13-2において同じ。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)

① 自動車は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。

この場合において、②の基準に適合する自動車は、当分の間、この基準に適合するものとして取り扱うことができる。

② 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添5「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員	車両の後部に原動機を有するもの	100

10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)		94

(2) (1)②の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取り除いた状態をいう。ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定
(図略)

(3) 自動車の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

(4) 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。
(保安基準第30条第3項関係)

4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4-51-1 性能要件

4-51-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第119条第2項第1号関係)

ただし、③から⑤までに該当する自動車について、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面及び当該書面に添付された当該自動車の原動機等の変更部位の写真等(平成19年4月1日以降に発行された試験の結果を記載した書面の場合に限る。)の本通(以下4-51-1-1(2)において「試験結果証明書」という。)又はその写しの提示があつた場合であつて、その構造・装置等が、当該試験結果証明書又はその写しに係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1)の基準に適合するものとする。

この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式(原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式。)、

4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4-51-1 性能要件

4-51-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第119条第2項第1号関係)

ただし、②から④までに該当する自動車について、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面及び当該書面に添付された当該自動車の原動機等の変更部位の写真等(平成19年4月1日以降に発行された試験の結果を記載した書面の場合に限る。)の本通(以下4-51-1-1(2)において「試験結果証明書」という。)又はその写しの提示があつた場合であつて、その構造・装置等が、当該試験結果証明書又はその写しに係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1)の基準に適合するものとする。

この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式(原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式。)、

構造・装置及び原動機の変更部位等〔6モード法、13モード法又はJ E O 5モード法による試験に係る自動車（以下4-51-1-1(2)において「重量車」という。）にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等〕をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該試験結果証明書の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（重量車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。

- ① 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク、D P F等（各装置の配管及び配線を含む。以下4-51-1-1(2)③、4-51-7-1-1及び4-51-8-1-1において「触媒等」という。）の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの
- ② 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの
- ③ 触媒等が取り外されているもの
- ④ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの
- ⑤ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

4-51-1-2 (略)

4-51-2~6 (略)

4-51-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって①、②及び③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。

①～③ (略)

4-51-7-1 性能要件

4-51-7-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①及び②に掲げるものに限る。)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第119条第2項第1号関係)

- ① 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの
- ② 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの
- ③ 触媒等が取り外されているもの
- ④ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの
- ⑤ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

4-51-7-1-2 (略)

4-51-8 従前規定の適用④

①及び②に掲げる軽油を燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであ

構造・装置及び原動機の変更部位等〔6モード法、13モード法又はJ E O 5モード法による試験に係る自動車（以下4-51-1-1(2)において「重量車」という。）にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等〕をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該試験結果証明書の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（重量車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。

- ① 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク、D P F等（各装置の配管及び配線を含む。以下4-51-1-1(2)②、4-51-7-1-1及び4-51-8-1-1において「触媒等」という。）の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの
- ② 触媒等が取り外されているもの
- ③ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの
- ④ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

4-51-1-2 (略)

4-51-2~6 (略)

4-51-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって①、②及び③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。

①～③ (略)

4-51-7-1 性能要件

4-51-7-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、③に掲げるものに限る。)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第119条第2項第1号関係)

- ① 触媒等が取り外されているもの
- ② 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの
- ③ 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの
- ④ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

4-51-7-1-2 (略)

4-51-8 従前規定の適用④

①及び②に掲げる軽油を燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであ

ればよい。

①～② (略)

4-51-8-1 性能要件

4-51-8-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①及び②に掲げるものに限る。)は、(1)の基準に適合しないものとする。

① 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

② 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

③ 触媒等が取り外されているもの

④ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

⑤ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの(自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。)

(3) (略)

4-51-9~10 (略)

4-58の2 配光可変型前照灯

4-58の2-1 (略)

4-58の2-2 性能要件

4-58の2-2-1~2 (略)

4-58の2-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 配光可変型前照灯は、協定規則第123号補足第3改訂版5. [5.3. (平成21年7月11日以降製作された自動車は5.3.1.を除く。)及び5.8.を除く。]、6. 及び7. の技術的な要件に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係)

(3) (略)

4-58の2-3~4 (略)

4-96 緊急自動車

4-96-1 装備要件

緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、4-96-2の基準に適合する車体の塗色であり、かつ、警光灯及びサイレンを備えなければならない。

(保安基準第49条第1項及び第2項関係)

4-96-2 性能要件

4-96-2-1 (略)

4-96-2-2 視認等による審査

ればよい。

①～② (略)

4-51-8-1 性能要件

4-51-8-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、③に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。

① 触媒等が取り外されているもの

② 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

③ 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

④ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの(自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。)

(3) (略)

4-51-9~10 (略)

4-58の2 配光可変型前照灯

4-58の2-1 (略)

4-58の2-2 性能要件

4-58の2-2-1~2 (略)

4-58の2-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 配光可変型前照灯は、協定規則第123号補足第2改訂版5. [5.3. (平成21年7月11日以降製作された自動車は5.3.1.を除く。)及び5.8.を除く。]、6. 及び7. の技術的な要件に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係)

(3) (略)

4-58の2-3~4 (略)

4-96 緊急自動車

4-96-1 装備要件

緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、4-96-2の基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第49条第1項関係)

4-96-2 性能要件

4-96-2-1 (略)

4-96-2-2 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)
- ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。(細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号)
- ア 警察自動車
- イ 検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの
- ウ 刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車
- エ 入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車
- オ 在宅傷病者緊急往診用自動車
- カ 公共用応急作業自動車
- キ 海上保安庁用自動車であつて緊急自動車として取り扱われる自動車
- ク 不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車

② (略)

4-96-3 (略)

4-96-4 (略)

4-96-5 (略)

4-96-5-1 装備要件

緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、4-96-5-2 の基準に適合する車体の塗色であり、かつ、警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項及び第 2 項関係)

4-96-5-2 性能要件

4-96-5-2-1 (略)

4-96-5-2-2 視認等による審査

緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係)

① (略)

② 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。

ア 警察自動車

イ 検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの

ウ 刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車

- (1) (略)
- (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)
- ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であつて緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあつては、この限りでない。(細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号)

② (略)

4-96-3 (略)

4-96-4 (略)

4-96-5 (略)

4-96-5-1 装備要件

緊急自動車には、警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項)

4-96-5-2 性能要件

4-96-5-2-1 (略)

4-96-5-2-2 視認等による審査

緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係)

① (略)

② 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であつて緊急自動車として取り扱われる自

エ 入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車
オ 在宅傷病者緊急往診用自動車
カ 公共用応急作業自動車
キ 海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車
ク 不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車
(細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号)

③ (略)

4-106 指定自動車等

指定自動車等は、4-11 から 4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑧ (略)

⑨ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車にあつては協定規則第 16 号第 5 改訂版補足改訂版の技術的な要件〔規則 8.4. (8.4.1.1.を除く。)に限る。〕に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）にあつては細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。

ただし、平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車〔平成 17 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項（「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）附則 1 自動車等の同一型式判定要領別表第 1 に規定された型式を区別する事項をいう。以下同じ。）について変更されていないものを除く。）を除く。〕については、平成 17 年国土交通省告示第 254 号による改正前の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 30 条第 4 項関係、適用関係告示第 20 条第 7 項関係）

また、平成 20 年 9 月 1 日〔平成 17 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。）については指定を受けた日〕から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 9 項関係）

⑩～⑫ (略)

⑬ 細目告示別添 55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準（細目告示第 42 条第 12 項関係）

⑭ 細目告示別添 56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準（細目告示第 42 条第 13 項関係）

⑮～⑰ (略)

自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあつては、この限りでない。（細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号）

③ (略)

4-106 指定自動車等

指定自動車等は、4-11 から 4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑧ (略)

⑨ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車にあつては協定規則第 16 号第 5 改訂版の技術的な要件〔規則 8.4. (8.4.1.1.を除く。)に限る。〕に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）にあつては細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。

ただし、平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車〔平成 17 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項（「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）附則 1 自動車等の同一型式判定要領別表第 1 に規定された型式を区別する事項をいう。以下同じ。）について変更されていないものを除く。）を除く。〕については、平成 17 年国土交通省告示第 254 号による改正前の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 30 条第 4 項関係、適用関係告示第 20 条第 7 項関係）

また、平成 20 年 9 月 1 日〔平成 17 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。）については指定を受けた日〕から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 9 項関係）

⑩～⑫ (略)

⑬ 細目告示別添 55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準（細目告示第 42 条第 8 項関係）

⑭ 細目告示別添 56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準（細目告示第 42 条第 9 項関係）

⑮～⑰ (略)

5-48 騒音防止装置

5-48-1 装備要件

(1) 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係、細目告示第196条第2項関係)

- ① 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)でないこと。
- ⑥ 消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであること。(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)

(2) 次に掲げる消音器は、(1)⑥の基準に適合するものとする。(細目告示第196条第3項関係)

① 次のいずれかの表示があるもの

- ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示
イ 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の3第1項の特別な表示
ウ 後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程(平成20年国土交通省告示第1534号)中2の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示(同告示中13の通知があったものを除く。)
エ 協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示
オ 協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

- ア 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車
イ 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車

5-48-2~4 (略)

5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5-51-1 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

- ① 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののい

5-48 騒音防止装置

5-48-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係、細目告示第196条第2項関係)

- ① 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に著しい破損又は腐食がないこと。

5-48-2~4 (略)

5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5-51-1 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

- ① 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののい

ずれかに該当するものは、この基準に適合しないものとする。

ただし、ウからオまでに該当する自動車について、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面及び当該書面に添付された当該自動車の原動機等の変更部位の写真等（平成 19 年 4 月 1 日以降に発行された試験の結果を記載した書面の場合に限る。）の本通（以下 5-51-1 (1)①において「試験結果証明書」という。）又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該試験結果証明書又はその写しに係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 4-50 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、この基準に適合するものとする。

この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等〔6モード法、13モード法又は J E O 5 モード法による試験に係る自動車（以下 5-51-1 (1)①において「重量車」という。）にあつては、構造・装置及び原動機等の変更部位等〕をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該試験結果証明書の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（重量車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。

ア 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク、DPF 等（各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。）の取付けが確実にないもの又は触媒等に損傷があるもの

イ 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

ウ 触媒等が取り外されているもの

エ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

オ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

②～④（略）

(2)（略）

5-51-2～4（略）

5-96 緊急自動車

5-96-1 装備要件

緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、5-96-2 の基準に適合する車体の塗色であり、かつ、警光灯及びサイレンを備えなければならない。

（保安基準第 49 条第 1 項及び第 2 項関係）

5-96-2 性能要件

5-96-2-1（略）

5-96-2-2 視認等による審査

ずれかに該当するものは、この基準に適合しないものとする。

ただし、イからエまでに該当する自動車について、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面及び当該書面に添付された当該自動車の原動機等の変更部位の写真等（平成 19 年 4 月 1 日以降に発行された試験の結果を記載した書面の場合に限る。）の本通（以下 5-51-1 (1)①において「試験結果証明書」という。）又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該試験結果証明書又はその写しに係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 4-50 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、この基準に適合するものとする。

この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等〔6モード法、13モード法又は J E O 5 モード法による試験に係る自動車（以下 5-51-1 (1)①において「重量車」という。）にあつては、構造・装置及び原動機等の変更部位等〕をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該試験結果証明書の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（重量車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。

ア 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク、DPF 等（各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。）の取付けが確実にないもの又は触媒等に損傷があるもの

イ 触媒等が取り外されているもの

ウ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

エ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

②～④（略）

(2)（略）

5-51-2～4（略）

5-96 緊急自動車

5-96-1 装備要件

緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、5-96-2 の基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係）

5-96-2 性能要件

5-96-2-1（略）

5-96-2-2 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)
- ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。
- ア 警察自動車
- イ 検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの
- ウ 刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車
- エ 入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車
- オ 在宅傷病者緊急往診用自動車
- カ 公共用応急作業自動車
- キ 海上保安庁用自動車であつて緊急自動車として取り扱われる自動車
- ク 不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車
- (細目告示第 231 条第 3 号関係)

② (略)

5-96-3~4 (略)

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日検査法人規程第 24 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別添 2 (2-13 関係)

並行輸入自動車審査要領

目 次

- 第 1 目的
- 第 2 届出書等
- 第 3 届出書等の受理等
- 第 4 書面審査の審査期間等
- 第 5 書面審査
- 第 6 書面審査の決裁
- 第 7 現車審査
- 第 8 届出書等の保存期間

第 1～第 4 (略)

第 5 書面審査

- (1) (略)
- (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)
- ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であつて緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあつては、この限りでない。(細目告示第 231 条第 3 号関係)

② (略)

5-96-3~4 (略)

別添 2 (2-13 関係)

並行輸入自動車審査要領

目 次

- 第 1 目的
- 第 2 届出書等
- 第 3 届出書等の受理等
- 第 4 書面審査の審査期間等
- 第 5 書面審査
- 第 6 書面審査の決裁
- 第 7 現車審査
- 第 8 届出書等の保存期間

第 1～第 4 (略)

第 5 書面審査

5-1~5-3-7-2 (略)

5-3-8 排出ガス試験結果成績表

5-3-8-1 排出ガス試験結果成績表の審査

(1)~(2) (略)

(3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書(その2)に記載されている当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあっては、「表4の車両重量」を「表4の試験自動車重量(空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。以下同じ。)」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。

① 最大積載量が指定されている自動車にあっては、1人の人員(55kgとする。以下同じ)が乗車し、かつ、最大積載量の2分の1の重量を積載した状態

② 乗車定員が11人以上の自動車にあっては、乗車定員の2分の1の人員が乗車した状態

③ セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては、1人の人員が乗車し、かつ、空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態(ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態」とあるのを、第5輪荷重が8000kg未満の牽引自動車にあっては「第5輪荷重の1.5倍の重量を積載した状態」、第5輪荷重が8000kg以上の牽引自動車にあっては「17726kgを積載した状態」と読み替えて適用することができるものとする。)

表4 排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

(二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08C及びJE05測定モード以外の測定モードを用いた場合)

表 (略)

(二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08C測定モードを用いた場合)

表(略)

(二輪自動車以外の自動車についてJE05測定モード(機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)

ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	1876~2125	2000
2	2126~2375	2250
3	2376~2625	2500
4	2626~2875	2750

5-1~5-3-7-2 (略)

5-3-8 排出ガス試験結果成績表

5-3-8-1 排出ガス試験結果成績表の審査

(1)~(2) (略)

(3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書(その2)に記載されている当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表4 排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

(二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08C測定モード以外の測定モードを用いた場合)

表(略)

(二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08C測定モードを用いた場合)

表(略)

<u>5</u>	<u>2 8 7 6 ~ 3 1 2 5</u>	<u>3 0 0 0</u>
<u>6</u>	<u>3 1 2 6 ~ 3 3 7 5</u>	<u>3 2 5 0</u>
<u>7</u>	<u>3 3 7 6 ~ 3 6 2 5</u>	<u>3 5 0 0</u>
<u>8</u>	<u>3 6 2 6 ~ 3 8 7 5</u>	<u>3 7 5 0</u>
<u>9</u>	<u>3 8 7 6 ~ 4 2 5 0</u>	<u>4 0 0 0</u>
<u>10</u>	<u>4 2 5 1 ~ 4 7 5 0</u>	<u>4 5 0 0</u>
<u>11</u>	<u>4 7 5 1 ~ 5 2 5 0</u>	<u>5 0 0 0</u>
<u>12</u>	<u>5 2 5 1 ~ 5 7 5 0</u>	<u>5 5 0 0</u>
<u>13</u>	<u>5 7 5 1 ~ 6 2 5 0</u>	<u>6 0 0 0</u>
	以下 5 0 0 kg とび	

(二輪自動車等)
表(略)

(4)~(5) (略)

5-3-8-2~7-3 (略)

7-4 排出ガス試験結果成績表

(1) 排出ガス試験結果成績表に記載されている一酸化炭素等発散防止装置、変速機、減速比(書面審査により確認したものを除く。)は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

この場合において、排出ガス試験結果成績表中の変速機の別は、次のとおりとする。

- ① 変速機の「手動」とは、動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換を手動で行う変速機をいう。
- ② 変速機の「自動」とは、変速段の切換が自動的に行われる変速機をいう。

(2) JE05 測定モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した自動車においては、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであって、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する表4の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に10kgを乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。なお、車両重量を1回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に10kgを乗じた値」を「10kg」とそれぞれ読み替えて適用する。

(3) JE05 測定モードで排出ガス試験を実施した自動車においては、次のいずれかに適合するものでなければならない。

- ① 機械式慣性のシャシダイナモメータを使用した場合は、排出ガス試験結果成績表

(二輪自動車等)
表(略)

(4)~(5) (略)

5-3-8-2~7-3 (略)

7-4 排出ガス試験結果成績表

(1) 排出ガス試験結果成績表に記載されている一酸化炭素等発散防止装置、変速機、減速比(書面審査により確認したものを除く。)は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

この場合において、排出ガス試験結果成績表中の変速機の別は、次のとおりとする。

- ① 変速機の「手動」とは、動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換を手動のみで行う変速機をいう。
- ② 変速機の「自動」とは、変速段の切換を自動的に行うことのできる変速機をいう。

(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであって、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する表4の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に10kgを乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。なお、車両重量を1回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に10kgを乗じた値」を「10kg」とそれぞれ読み替えて適用する。

<p>に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の試験自動車重量が、表4の試験自動車重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。</p> <p>② <u>機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用した場合は、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量と当該並行輸入自動車の試験自動車重量との相違は、以下の範囲になければならない。</u></p> <p><u>ア 当該成績表に記載されている等価慣性重量が 4,000 kg未満の場合は、等価慣性重量+125 kgから等価慣性重量-124 kgの範囲</u></p> <p><u>イ 当該成績表に記載されている等価慣性重量が 4,000 kg以上の場合は、等価慣性重量+250 kgから等価慣性重量-249 kg(下限が 3,875 kg未満となる場合は、3,875 kgと読み替える。)の範囲</u></p> <p>7-5~8-5 (略)</p>	<p>7-5~8-5 (略)</p>
--	--------------------